



# 雇用・労働・移民法ニュース

皆様に随時移民法、ビザ情報をアップデートしております。

## 米国内でのビザ更新パイロット・プログラム

2023年12月20日に米国国務省は、2024年1月29日から2024年4月1日の期間に、米国内で特定のH-1Bビザ更新申請を受付ける試験的期間を設けると非公式に発表しました。このパイロット・プログラムは、米国内でのビザ更新再開に当たる政府機関の処理能力を検討するもので、新型コロナの影響で領事手続きの待時間が著しい国のビザ面接待ち時間を短縮することを目的としています。



**【申請資格】** 今回のパイロット・プログラムは任意の参加ですが、下記の条件を満たすカナダかインドで発行されたH-1Bビザを保持する者に限定されます。H-1B保持者の家族(H-4)は対象外となります。

- 2024年1月29日から2024年4月1日までの期間にH-1Bビザの更新を希望している者。
- 2020年1月1日から2023年4月1日の間にカナダで発行されたH-1Bビザ保持者、または2021年2月1日から2021年9月30日までの間にインドで発行されたH-1Bビザ保持者。
- 非移民ビザの相互発給手数料がかからない申請者。
- 個人面接免除の対象である申請者。
- 以前のビザ申請時に10本の指紋を提出している申請者。
- 以前発行されたビザに“clearance received”という注釈が含まれていないこと。
- 免除申請を必要とするようなビザ発行を拒否される理由がないこと。
- 有効なH-1B承認通知書があり、最近H-1Bで米国に入学し、米国内でH-1B滞在資格を維持している者。
- H-1B滞在期間が失効していない者。
- 海外に一時的に滞在した後、H-1Bで再度米国に入学する予定である者。

**【ビザ発行枠】** 2024年1月29日に申請受付が開始します。国務省はカナダ発行のH-1Bビザ保持者向けに約2,000件、インド発行のH-1Bビザ保持者向けに約2,000件の申請枠を以下の日程で毎週発表します。2024年1月29日;2024年2月5日;

2024年2月12日;2024年2月19日;2024年2月26日。一週間に割当てられた枠が達成すると、次週まで申請はできなくなります。この試験期間中に合計で2万件のH1Bビザを発行しますが、全枠を達成した時点、或は2024年4月1日のいずれかの早い日に終了します。

**【申請方法】** 申請者は国務省のリンク (<https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/employment/domestic-renewal.html>) に入り、まずは直近のH-1Bビザ発行国(カナダかインド)を選択します。その後、一連の質問に回答し、パイロット・プログラムの参加資格を判断します。資格があると判断されたら、申請者はオンラインでDS-160に記入して提出し、返金不可のVisa (MRV) 料金をカードで支払います。支払いを終えたら、オンラインでパスポートやその他の必要書類の送付方法(USPS、別の宅配便等)に関する指示を受け取ります。尚、申請後にパイロット・プログラムの資格がないと判断された場合は、ビザ申請費用は返却されないので注意が必要です。

**【申請書類】** 申請者はDS160確認画面、カラーID写真、I-797 H1B承認通知書原本、I-94原紙をパスポート原本(最低6カ月有効なもの)と一緒に国務省の指定住所に送付します。申請後は、下記のリンク (<https://ceac.state.gov/CEACStatTracker/Status.aspx?App=NIV>) から申請状況を確認できますが、ビザの発行、返送、却下以外の状況は確認はできません。ビザの発行まで平均で6から8週間ほどかかる予定です。この試験期間に特急申請はありません。

尚、国務省に申請するビザ・スタンプとは米国に入学するために必要なもので、米国内での滞在期間を延長するものではないので、注意が必要です。米国内での滞在期間はI-94に記載されており、その期間を延長するためには、米国移民局に延長申請願を提出する必要があります。



執筆：大蔵昌枝弁護士  
Taylor English Duma LLP 法律事務所  
\* Copyright reserved. 著作権所有  
1600 Parkwood Circle, Suite 200,  
Atlanta, GA 30339  
DIRECT: 678.426.4641  
OFFICE: 770.434.6868  
E-Mail: [mokura@taylorenchish.com](mailto:mokura@taylorenchish.com)  
[www.taylorenchish.com](http://www.taylorenchish.com)

### 本ニュース記事に関する注意事項 (DISCLAIMER)

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではありません。一般的な情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できるだけ正確なものとする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻繁に変更するものであるため、実際の法律問題の処理に当たっては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の意見を求めて下さい。Taylor English Duma 法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任を負うことは出来ませんのであらかじめご承知下さい。